

深谷市公共施設予約システム要求仕様書

1. 件名

深谷市公共施設予約システム整備業務委託

2. 業務の範囲

- (1) 深谷市の公共施設予約システムの整備
- (2) 公共施設予約システム整備後のシステム提供
- (3) キャッシュレス決済の整備・連携
- (4) スマートロックサービスの整備・連携
- (5) 本人認証機能の整備・連携
- (6) システム運用環境の調整支援
- (7) システム整備後の運用テスト
- (8) システムマニュアルの作成
- (9) 職員操作研修の実施
- (10) その他システム整備に必要な業務

3. 期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

なお、システム整備（運用テスト、職員研修を含む）は令和8年1月31日までとし、令和8年2月中の運用開始を原則とする。

4. 想定対象施設数

対象とする施設は、現行の深谷市公共施設予約システムで稼働している施設等を想定しているが、本業における整備作業の中で、対象とする施設数の精査を行うものとする。

なお、以下に示す数量を想定した提案とする。

- (1) 主となる公共施設数約40箇所
※公民館、体育館、センター、公園、運動場など
- (2) (1)の公共施設が有する部屋・場所数約250箇所
※会議室、体育室、アリーナ、コート、運動場など
- (3) 公共施設が有する設備数約200設備
※照明、音響、用具など付帯する設備

5. システムの基本要件（整備・提供）

- (1) パッケージソフトウェアの採用とし、受託者において出荷実績のあるパッケージソフトウェアとする。
- (2) システムについてはクラウドサービスによる運用とする。
- (3) システムはWEBブラウザ上で各処理が行えるものとする。
- (4) 本要求仕様書の「4. 想定対象施設数」で示す施設数等を超える施設の追加が可能で

あること。なお、WEBブラウザ上で追加等の処理が行えるものとする。

- (5) 本要求仕様書の「7. システム機能要件」に記載の内容が対応可能であること。なお、別紙システム要件等一覧の各項目について、対応の可否を「回答欄」に記入し提出すること。
- (6) システムの問い合わせに関するオペレータ機能が対応可能であること。

6. 契約要件

(1) 機器について

サーバ：クラウドサービスによるシステム提供とする。

端末：各施設に設置されているWEB環境端末で運用が可能なシステムとし、WEB環境からユーザーID、パスワード等によるシステムログイン等で動作するものとする。

(2) システム整備及び運用保守

- ・システム整備費用一式については、5年間のリース契約により対応する。ただし、令和7年深谷市議会第2回定例会において、深谷市公共施設予約システム整備業務委託に関する補正予算が議決された場合は、上記リース契約は締結せずに、一括で支払う契約とする。なお、リース契約については、別途リース業者と契約することとし、契約期間は、令和8年2月から令和13年度1月までの5年間とする。
- ・運用保守費に係る契約については、令和8年2月から令和13年3月31日までの長期継続契約により別途契約するものとする。ただし、運用保守費に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、深谷市は、契約を変更又は解除することができるものとする。

7. システム機能要件

(1) 別紙システム要件等一覧による

なお、本業務は、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型 TYPE1）」の活用を想定しているため、デジタル庁が提供する「デジタル地方創生モデル仕様書（公共施設等予約システム）」に準拠したものとする。

(2) キャッシュレス決済の整備、連携

利用料の決済については、指定するオンライン決済が可能であること。なお、深谷市地域通貨ネギーでの決済が可能、もしくは導入が検討できること。

(3) スマートロックサービスの整備、連携

スマートロックの機能を備える施設は5施設を想定し、設置する施設に関しては、深谷市と協議し、装備するものとする。

(4) 本人認証機能の整備、連携

マイナンバーカードの公的個人認証サービスを用いたログインに対応すること。ただし、現に本機能が実装されていないシステムであっても、導入から1、2年程度で本機能を実装するものとする。

8. 指定納付受託の方法等

納入義務者に代わり使用料を納付する者は、地方自治法（地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）第6条による改正後の地方自治法をいう。）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者となること。

なお、納付方法は、納入義務者等に代わり立替払いをする「立替払い方式」とする。

(1) 利用可能な決済サービス・ブランド等

決済サービス及びブランドについては提案によるものとする。

※参考：クレジットカード決済、QRコード決済、電子マネー決済、地域通貨ネギー

(2) 指定納付受託の方法等

(ア) 決済サービス等の利用により決済した収入は、深谷市が指定する口座及び指定する期日までに、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。

(イ) 決済サービス等の利用により決済した収入は、深谷市へ全額納付とする。

(ウ) 月ごとの決済サービス等の利用による立替金の内訳明細及び取扱手数料の明細を入金予定日前までに深谷市に送付、または、入金予定日前までに Web 上で深谷市が確認できるようにすること。明細は施設ごとの内訳が確認できるようにすること。

(エ) 上記で納付された決済サービス等の利用による決済額に決済手数料率を乗じた額（税込）及び月額使用料については、納付確認後、受注者の請求により支払うものとする。

(オ) 立替金を振り込む際の振込手数料は、受注者が負担すること。

(3) その他

(ア) 決済ブランドの追加等の将来的な機能追加については都度提案すること。

9. システムの環境調整・保守・研修・マニュアル作成の実施

(1) システム運用環境の調整支援

(ア) システム及びシステム端末のセットアップ等環境調整を行うこと。

(イ) システム設定時の詳細調整は、深谷市と協議のうえ決定すること。

(2) システム整備後の運用テスト

(ア) システム運用環境等の調整前後での稼働テストを適時実施すること。

(3) 保守管理

(ア) システム全体の保守管理を行うこと。

(イ) システム全体の保守管理体制を明確にすること。

(ウ) 緊急時は直ちに対応できる体制を整備し、サービスへの影響が最小限となるよう努めること。

(4) システムマニュアルの作成

(ア) 利用者マニュアルを作成するものとし、利用者ニーズに沿った簡潔で明瞭な内容とする。

(イ) 管理者マニュアルを作成するものとし、登録、修正、各種機能についての説

明のほか、エラーや警告時等の対象方法についてもわかりやすい内容とする。
(ウ) いずれも電子データによるものとし、利用者マニュアルについては、システム上への掲載も可能なものとする。

(5) 職員操作研修の実施

(ア) システム操作研修を実施するものとし、研修計画を深谷市と協議のうえ調整、作成すること。

10. その他

- (1) 受注者は、業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。
- (2) 深谷市は受注者に必要な情報を提供するものとする。
- (3) 業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または開示してはならない。
- (4) 受注者は、予期せぬ事態が生じたときは、速やかに深谷市に報告し、指示を仰ぐこと。
- (5) 本仕様書に示すもののほか、運用方法や拡張性等、将来的に深谷市にとって有益な提案がある場合は、積極的に提案すること。
- (6) 受注者が業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし、業務内容の主たる部分を除く一部について、深谷市の承諾を得た場合についてはこの限りではない。
- (7) 受注者は、仕様書及び募集要領に定める事項について疑義が生じた場合、または、仕様書及び募集要領に定めのない事項が生じた場合について、深谷市と受注者双方協議のうえ、決定する。